二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二一デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一八デシベル）以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二一デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六三〇・五MHz未満（注）	一　二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのもの 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $-13-8/3.5\times(f-2627)$ デシベル fは、送信装置に使用する電波の周波数（単位は、MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。 二　その他のもの 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二一デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二一デシベル以下の値
二、六三〇・五MHz以上二、六五五MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一三デシベル）以下の値	
二、六五五MHz以上		

注　チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(三)　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

5　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあっては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）	三・二ワット以下

注1　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2　送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二)　陸上移動局の送信装置

(1)　通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（中継を行うものであって、陸上移動局と通信を行う場合にあっては、二〇〇ミリワット以下）
二デシベルを超え五デシベル以下（注1）	四〇〇ミリワット以下（注1）
五デシベルを超え一〇デシベル以下（注2、注3）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注3）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注3）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注3）	六三ミリワット以下

注1　等価等方輻射電力は二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

2　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

3　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。